

武蔵野市シニア支え合いポイント制度推進協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 武蔵野市シニア支え合いポイント制度（以下「シニア支え合いポイント制度」という。）の実施にあたり、シニア支え合いポイント制度の検証等を行うことで内容の充実を図り、もって高齢者の介護予防及び健康寿命の延伸を推進するため、武蔵野市シニア支え合いポイント制度推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第 2 条 推進協議会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) シニア支え合いポイント制度の内容に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、シニア支え合いポイント制度に関し市長が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 推進協議会は、次に掲げる委員 8 人以内をもって構成し、市長が委嘱する。

- (1) 地域の福祉関係者
- (2) 社会福祉事業の運営者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、福祉に関する知識又は経験を有する者
- (4) 武蔵野市シニア支え合いポイント制度実施要綱（平成 28 年 10 月 1 日施行。以下「実施要綱」という。）第 5 条第 1 項の規定により指定を受けた施設等の関係者
- (5) 実施要綱第 6 条第 4 項に規定する制度利用者

(会長)

第 4 条 推進協議会に会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総括し、推進協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員を辞職しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(会議)

第 6 条 推進協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 推進協議会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 推進協議会の庶務は、健康福祉部地域支援課が行う。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成29年 3 月 8 日から施行する。